

# 国立大学法人東京工業大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

東京工業大学は、広く理工学分野における研究者および教育者、さらには産業界における技術者および経営者として指導的役割を果たすことのできる、善良・公正かつ世界に通用する人材を育成することを使命としており、「世界トップ10に入るリサーチユニバーシティ」を目指し、グローバル社会で活躍する修士と世界トップレベルの研究者・リーダーとしての博士を輩出するための教育改革をはじめとする大学改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東京工業大学の学長は、職員数約1,700名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較してそれ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

東京工業大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の号俸を踏まえ、指定職俸給表7号俸相当として定めているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

また、予算規模（運営費交付金）が同規模である他の国立大学法人の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	該当無し
理事	該当無し
理事(非常勤)	該当無し
監事	該当無し
監事(非常勤)	該当無し

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,146	千円 12,224	千円 4,941	千円 1,980 (都市手当)			
A理事	千円 14,218	千円 9,874	千円 2,665	千円 77 (通勤手当) 1,599 (都市手当)			
B理事	千円 14,328	千円 9,874	千円 2,665	千円 187 (通勤手当) 1,599 (都市手当)			
C理事	千円 14,399	千円 9,874	千円 2,665	千円 259 (通勤手当) 1,599 (都市手当)			
D理事	千円 10,138	千円 7,694	千円 1,071	千円 125 (通勤手当) 1,246 (都市手当)	6月20日		
E理事 (非常勤)	千円 2,589	千円 2,548	千円 0	千円 41 (通勤手当)		6月19日	
A監事	千円 12,259	千円 7,795	千円 3,151	千円 49 (通勤手当) 1,262 (都市手当)		3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 4,738	千円 4,738	千円 0	千円 0 ( )		3月31日	

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当無し	
理事	千円	年	月			該当無し	
監事	千円	年	月			該当無し	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高135/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀:6号俸, 良好(標準):4号俸, 良好未満:2号俸以下 55歳以上 優秀:1号俸 特定職員 優秀:6号俸, 良好(標準):3号俸, 良好未満:2号俸以下 ※特定職員の55歳以上は、55歳以上区分を適用する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

#### ① 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して講じた措置

(職員について)

・実施期間：平成24年7月～平成26年3月

・基本給表関係の措置の内容：基本給月額の特例減額

一般職基本給表(一) 2級以下(▲4.77%)・3級～6級(▲7.77%)・7级以上(▲9.77%),  
一般職基本給表(二) 3級以下(▲4.77%)・4级以上(▲7.77%),  
教育職基本給表(一) 2級以下(▲4.77%)・3級及び4級(▲7.77%)・5級(▲9.77%),  
教育職基本給表(二) 2級以下(▲4.77%)・3級及び4級(▲7.77%),  
医療職基本給表(一) 1級(▲4.77%)・2級及び3級(▲7.77%),  
医療職基本給表(二) 1級(▲4.77%)・2級(▲7.77%),  
指定職基本給表(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容：

管理職手当の特例減額(▲10%)

都市手当の特例減額

基本給月額に対する都市手当 (▲基本給月額の減額率)

管理職手当の月額に対する都市手当 (▲10%)

期末手当・勤勉手当の特例減額(▲9.77%)

(役員について)

・実施期間：平成24年5月～平成26年4月

・基本給表関係の措置の内容：基本給月額の特例減額(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容：都市手当・期末特別手当の特例減額(▲9.77%)

#### ② 管理職手当

支給額の変更 室長 66,000円 → 56,000円 (事務局改組)

職種の変更

教育環境創造研究センター長 → 教育施設環境研究センター長 (センター改組)

#### ③ 昇給号俸

55歳以上の職員の昇給号俸の引下げ

優秀 : 3号俸 → 1号俸

良好(標準) : 2号俸 → 0号俸

良好未満 : 1又は0号俸 → 0号俸

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1469	46.2	7,601	5,733	133	1,868
事務・技術	453	42.3	5,558	4,229	136	1,329
教育職種 (大学教員)	968	47.9	8,562	6,433	129	2,129
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	43	47.8	7,766	6,006	175	1,760
医療職種 (医療技術職員)	1					
医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	22	62.9	3,636	3,143	173	493
事務・技術	18	62.9	3,446	2,988	154	458
教育職種 (大学教員)	2					
教育職種 (附属高校教員)	2					

非常勤職員	4	61.8	5,410	4,029	148	1,381
事務・技術	3	62.8	3,652	2,785	181	867
教育職種 (外国人教師等)	1					

[年俸制適用者]

非常勤職員	315	43.3	5,457	5,457	0	0
事務・技術	101	44.8	3,684	3,684	0	0
教育職種 (大学教員)	214	42.6	6,294	6,294	0	0

注1: 在外職員区分及び任期付き職員区分は該当者がいないため省略。  
年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付き職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

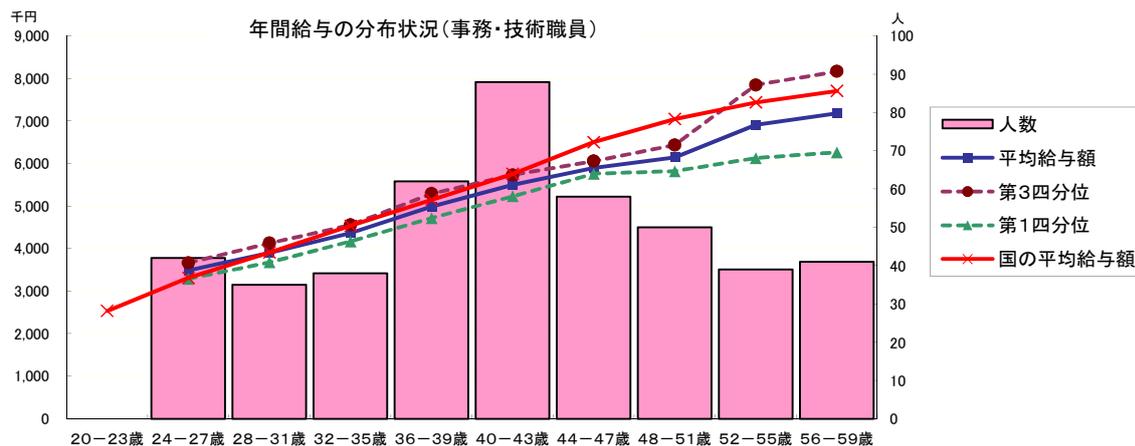
注2: 常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、再任用職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)及び年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略。

注3: 常勤職員区分の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)、再任用職員区分の教育職種(大学教員)及び教育職種(附属高校教員)、非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4: 技能・労務職種とは、守衛、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注5: 対象は、平成26年4月1日に在職している者のうち、平成25年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された者。

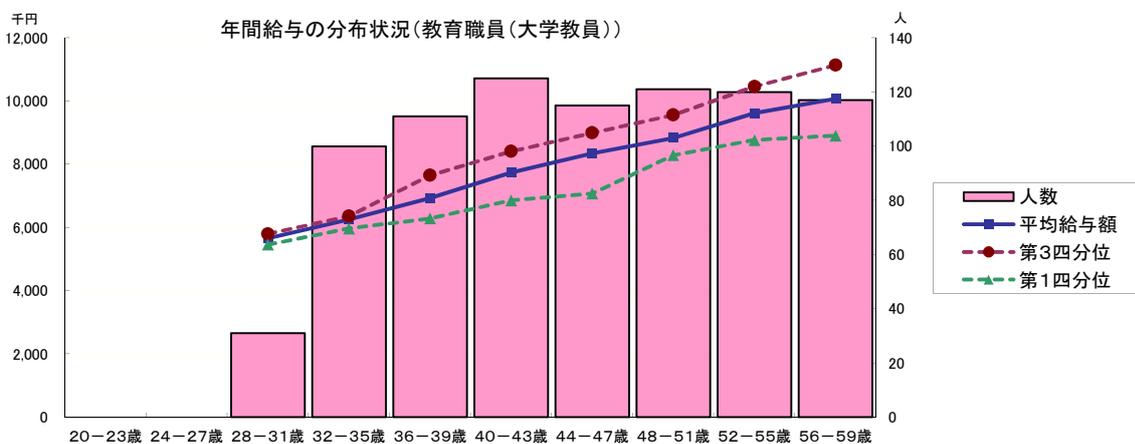
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	5	54.3	8,850	9,144	9,532		
・課長・同相当職	26	54.4	7,851	8,061	8,303		
・グループ長(課長補佐相当) ・同相当職	20	54.1	6,783	6,990	7,099		
・グループ長(主査相当)・同相当職	148	47.3	5,696	5,951	6,195		
・主任・同相当職	92	44.2	5,159	5,517	5,843		
・一般職員・同相当職	162	32.8	3,670	4,150	4,639		



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	365	56.1	9,472	10,283	10,829		
・准教授	298	46.1	7,960	8,291	8,720		
・講師	16	39.4	6,788	7,150	7,405		
・助教	284	39.7	6,020	6,323	6,648		
・教務職員	5	57.7	5,653	5,797	5,981		

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		一般職員 技術職員	一般職員 主任 技術職員	グループ長 (主査相当) 主査 専門職員 主任 技術専門員	グループ長 (主査相当) 主任技術専門員	グループ長 (課長補佐相当) グループ長 (事務長補佐相当) 主任技術専門員	課長 室長 事務長	部長 次長	部長	事務局長
人員 (割合)	453 人	37 (8.2%) 人	132 (29.1%) 人	211 (46.6%) 人	34 (7.5%) 人	17 (3.8%) 人	17 (3.8%) 人	5 (1.1%) 人	0 (0.0%) 人	0 (0.0%) 人
年齢(最高 ～最低)		50 ～ 24 歳	50 ～ 27 歳	59 ～ 37 歳	59 ～ 45 歳	59 ～ 40 歳	59 ～ 51 歳	58 ～ 43 歳	～ ～ 歳	～ ～ 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		3,323 ～ 2,331 千円	4,324 ～ 2,638 千円	4,927 ～ 3,442 千円	5,864 ～ 4,622 千円	6,249 ～ 5,053 千円	6,650 ～ 5,262 千円	7,105 ～ 6,315 千円	～ ～ 千円	～ ～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		4,213 ～ 3,055 千円	5,548 ～ 3,416 千円	6,437 ～ 4,574 千円	7,697 ～ 6,231 千円	8,076 ～ 6,895 千円	8,661 ～ 7,045 千円	9,547 ～ 8,325 千円	～ ～ 千円	～ ～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	968 人	5 (0.5%) 人	284 (29.3%) 人	16 (1.7%) 人	298 (30.8%) 人	365 (37.7%) 人
年齢(最高 ～最低)		58 ～ 56 歳	64 ～ 28 歳	54 ～ 31 歳	64 ～ 32 歳	64 ～ 40 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		4,690 ～ 4,135 千円	6,043 ～ 3,848 千円	6,243 ～ 4,692 千円	7,231 ～ 4,679 千円	12,024 ～ 5,795 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,043 ～ 5,547 千円	7,674 ～ 4,876 千円	8,203 ～ 6,285 千円	9,663 ～ 6,306 千円	15,736 ～ 7,698 千円

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.1	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 34.9	% 36.1
	最高～最低	% 46.1～29.2	% 43.0～28.5	% 44.4～29.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.4	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.6	% 35.0
	最高～最低	% 51.2～26.7	% 49.5～24.7	% 50.3～25.9

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 62.2	% 61.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.2	% 37.8	% 38.9
	最高～最低	% 52.4～0.0	% 49.5～0.0	% 50.9～0.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 67.2	% 69.8	% 68.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 32.8	% 30.2	% 31.4
	最高～最低	% 52.4～0.0	% 49.5～0.0	% 50.9～0.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.1

対他の国立大学法人等

104.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.1	
	参考	地域勘案 84.9 学歴勘案 92.7 地域・学歴勘案 84.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.8%】                      (国からの財政支出額 33,703百万円、支出予算の総額 49,714百万円 :平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 7.7%(常勤職員数453名中35名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 72.8%(常勤職員数453名中330名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 30.8%】                      (支出総額 43,224百万円、給与・報酬等支給総額 13,301百万円 :平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】                      (法人の検証結果)                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているが、累積欠損はなく、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合も30%程度で、対国家公務員の給与水準との比較指標も100を下回っており、適切な状態であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】                      給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

107.1

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。  
 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	(平成25年度)	(平成24年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,035,485	13,301,481	△ 265,996	△ 2.0%	△ 955,760	△ 6.8%
退職手当支給額 (B)	1,247,021	1,330,989	△ 83,968	△ 6.3%	△ 156,196	△ 11.1%
非常勤役職員等給与 (C)	5,754,771	5,761,989	△ 7,218	△ 0.1%	141,168	2.5%
福利厚生費 (D)	2,121,197	2,068,995	52,202	2.5%	148,015	7.5%
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,158,475	22,463,456	△ 304,981	△ 1.4%	△ 822,774	△ 3.6%

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等の支給総額」は、対前年度比2%の減となっている。

これは次の要因による。

- ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた給与減額措置の実施期間が、前年度は7月～3月（9か月）であったのに対し、当年度は4月～3月（12か月）であったため。

「最広義人件費」は、対前年度比1.4%の減となっている。

これは次の要因による。

- ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた給与減額措置により「給与、報酬等支給総額」が減少したため。
- ・国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じて実施した調整率の段階的引下げにより「退職手当支給額」が減少したため。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし